

## 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会居宅介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会が開設する伊勢原市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 伊勢原市社会福祉協議会

(2) 所在地 伊勢原市伊勢原二丁目7番31号（伊勢原シティプラザ1階）

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上（常勤兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

(3) 従業者 35名以上（非常勤兼務35名以上）

従業者は、居宅介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

2 前項に掲げる職員の員数は、その後のサービス利用者数の変化等により政省令及び神奈川県基準を満たした上で、増減するものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、日曜日、土曜日については、必要に応じて随時サービス提供を行うものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとするが、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、必要に応じて随時サービス提供を行うものとする。

(事業の内容)

第6条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ア 食事の介護
  - イ 排泄の介護
  - ウ 入浴の介護
  - エ 通院介助（身体介護を伴う場合）
  - オ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- (3) 通院等乗降介助
- (4) 家事援助等に関する内容
  - ア 調理
  - イ 洗濯
  - ウ 掃除
  - エ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
  - オ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- (5) 生活等に関する相談及び助言
- (6) その他の生活全般にわたる援助

(支給決定を受けた利用者又は保護者から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、指定居宅介護を提供した際には、支給決定を受けた利用者又は保護者（以下、「利用者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、利用者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者等から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。
  - (1) 自動車等の交通用具を使用した場合 次に掲げる額

ア 利用者宅から片道2キロメートル未満 200円

イ 利用者宅から片道2キロメートル以上5キロメートル未満 500円

ウ 利用者宅から片道5キロメートル超 500円+加算額（5kmを超える2km当たり100円）

4 利用者等が、正当な理由がなくサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

(1) サービス利用日の前々日まで 無料

(2) サービス利用日の前日 利用者負担額の50%

(3) サービス利用日の当日 利用者負担額の相当額

5 事業所は、前項までに規定するもののほか、利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものについては、金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等の同意を得るものとする。

6 事業所は、第3項から前項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

7 事業所は、第3項から第5項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊勢原市の全域とする。

(緊急時における対応)

第9条 事業所の従業者は、指定居宅介護の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第10条 提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知

(身体的拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第13条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業員の資質の向上のため、次の研修（第11条から前条に規定する研修の内容を含む。）の機会を設けることにより、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に定めるものとする。

4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年11月29日から施行する。

(社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会障害者自立支援事業運営規程の廃止)

2 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会障害者自立支援事業運営規程（平成18年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の決議の日（令和6年12月5日）から施行する。

附 則

この規程は、理事会の決議の日（令和7年3月13日）から施行する。